

(団体)

1. B学校における「落書き」発見後の対応について、C(市町村名)議会で公開された学校の「報告」には、当日10時40分頃「落書き」が発見され、校内教職員全体に説明する以前の10時45分頃には、すでに「学校外の団体」に経緯を説明したことが記されている。校内で起こったことはまず学校内の教職員に共有し、対策を確認するのが当然であると考えます。こうした本末転倒の姿勢は、「適切に対応したものである」との前課長の回答は、事実についての認識が不十分で、とうてい納得のいくものではない。事実についての正しい理解をされた上で、再度見解を聞かせてください。

(県教育委員会)

学校教育法第37条において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と書かれています。学校運営上必要な一切の事柄は、校長の責任と権限に基づいて処理をするものであり、それは校長の責務であり、役割であると考えます。

今回の事象は教諭が発見しましたが、その後、全て校長が関わっており、校長の責任の下、校長が全て判断をして行動し、説明をしているものと考えます。落書きの発見の経緯について、ちょうど来られていた外部の方に説明したというのは校長の判断になります。法令に違反する場合か、教育委員会の指示に従わない場合は、校長の対応に問題点があるということになりますが、今回の経緯を見る限りでは該当しないと思われます。学校内部で起こったことについて、校長が最初から判断して、説明を行っているもので、特に大きな問題はないと思っています。

(団体)

2. 無意識にせよ、意識的にせよ、時系列を不明にした報告の仕方は問題であると考えます。見解をお聞かせください。

(県教育委員会)

この報告書は内部の文書として、当課が人権・男女共同参画課に提出したものです。概要報告であるため、事象発生時から報告時点まで、時系列で書く文書もありますし、日にちごとにポイントを押さえて大まかな概要を示す文書もあります。今回の報告について時系列を明確にする必要がある場合は、担当課に知らせておきます。そのうえで、今の段階でこの文書の変更等が必要であるということならば、担当課に聞きながら対応したいと考えております。

(団体)

3. いつからあるかも判からない意味不明の「落書き」を下に、現在の子どもたちに対して「差別事象」として問題視することは、「適切に対応したもの」と呼べるのか。ご説明ください。

(県教育委員会)

いじめは、その被害を受けた子どもが心理的な影響を受けたら、それはいじめの疑いがあると判断する必要があります。

Aさんが落書きを見た時に、「自分への当て付けか」という気持ちになり、嫌な思いをしたということが書かれています。この場合も、子どもの気持ちに寄り添って考えると、差別の疑いがあると判断して対応する必要があったと考えています。

また、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されています。第1条の目的では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題で」と示されており、第2条では「部落差別を解消する必要性に対する、国民一人一人の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現する」と書かれています。第3条では「その地域の実情に応じた施策を講ずるように努める」ことなどが、第5条では「部落差別を解消するために必要な教育や啓発を行うことに努める」ことが書かれています。第6条では、「部落差別の解消に関する施策に資するために、部落差別の実態に係る調査を行う」と

示されており、法務省が行った調査の結果では、3つの差別の実態が明らかになっています。1つ目は、主に特定の者を対象とする表現方法によるもの。2つ目は、特定の者を対象としない表現方法によるもの。3つ目は結婚や交際について書かれています。

この法律にもあるように、部落差別の実態が存在しており、3点が例示されています。特定の者を対象としない表現行為も、差別の実態に当たるということを踏まえて、この事象を差別事象として取り扱う必要があると考えています。

(団体)

4. 外部の運動団体と連携して対応することを前課長は「適切に対応したものであり問題はない」との見解を示しているが、その認識自体大きな問題であるとする。改めて、こうした事象で「外部の運動団体」との連携をして対処することに対する認識をお聞かせ下さい。

(県教育委員会)

C(市町村)では、平成26年9月に「人権尊重のまちづくり条例」が策定されています。外部の運動団体との連携については、第5条に「町は、人権を尊重するまちづくりのため、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。」と規定されています。この様な条例を基にしながらC(市町村)の人権推進計画等も策定されていると思います。各種の団体との連携も市町村の代表からなる議会で策定された条例に則ってC(市町村)としてしっかりと行っていくことになっていると考えています。

また、学校教育法の第43条において、「小学校は、当該小学校に関する保護者および地域の住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携および協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校の運営上の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」(中学校は小学校を読み替えて準用)という条文があります。

また、平成29年度に告示された新しい学習指導要領の総則の中に、「家庭や地域社会との連携および協働と学校間の連携」という項目があります。そこでは教育基本法を引用し、第13条において、「学校、家庭および地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携および協力に努めるものということが規定されている」と書かれています。その他に、「教育活動の計画や実施の場面で、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、児童にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である」と。また「各学校の教育方針や特色のある教育活動、児童の状況などについて、家庭や地域の人々に適切に情報を発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である」と書かれています。この様な学習指導要領や法的な拘束力があるものを基にしながら、外部の団体等との連携も行っていたものと思われます。外部の団体との情報の共有については、校長の判断の下で行ったものであり、法的な問題があったとは考えておりません。

(団体)

5. 「被差別部落へのフィールドワーク」や「解放子ども会」については、個別の学校であっても学校教育に位置づけることは、公教育として問題があるとする。学校教育に位置づけて良い理由を再度ご説明下さい。

(県教育委員会)

学習指導要領の総則では、教育課程の改善と学校評価等という項目において「カリキュラム・マネジメントは、本説第3章第1節の4において示すように、学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである」とことや、「カリキュラム・マネジメントは校長が定める学校の教育目標など教育課程の編成の基本的な方針や校務分掌等に基づき行われる」とことを示しています。さらに、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要であり、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことが重要であり、こうした取組が学校の特色をつくり出していくこととなると書かれています。

さらに、校長の計画の下に教育課程を編成してカリキュラム・マネジメントを実施し、その実施した教育

課程については学校評価を行うことも大切だと書かれています。学校評価は、学校の自己評価と地域の人々に評価してもらう関係者評価とでなっています。B学校の関係者評価では、フィールドワークや解放子ども会について、非常によくやっていると評価されており、特に問題視はされていないため、学校評価においても校長のカリキュラム・マネジメントは適切な運営として問題はなかったと捉えています。

また、平成20年に人権教育の指導方法等の在り方について、第3次とりまとめが文部科学省から出されています。これは各学校の教育活動の学習の要になるもので、「既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方や考え方、地域のさまざまな歴史、伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自ら教材をつくり上げていくというプロセスも大切にしたい。また、それと関連して、教師、教授者の役割を問い直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師にはファシリテーター、学習促進者としての役割が期待される。すなわち、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的、生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである」という文言があります。その参考として効果的な教材例が示されており、地域の教材化という項目において、地域におけるフィールドワークなどと関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。市区町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いため、これらの活用は可能であり容易であろうということが書かれています。さらに、児童生徒の発達段階を踏まえて学校がねらいとしている課題との関連等の点から検討してもらいたいということが書かれています。

解放子ども会については、外部の団体が目標をもって実施していると考えますが、解放子ども会とその他の子ども会に所属している子どもが学校で一緒に生活をしており、お互いが解放子ども会のことを理解していないと、返って差別を生んだり、不安になったりする場合も出てくるのではないかと考えます。解放子ども会についても、教育に位置付け、活動の内容を知っておく必要があると考えます。

資料

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説【総則編】

第3章 第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）

「ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。」

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

① 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会（第1章第5の2のア）

「ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。」